

【z251】 通勤手当の額 (3) 交通機関等と自動車等交通用具の併用の場合

区分	支給額 (円/平均一箇月)
一箇月当たりの通勤実費の額が 64,000円までの場合	一箇月当たりの通勤実費の額
一箇月当たりの通勤実費の額が 64,000円を超える場合	$((一箇月当たりの通勤実費の額 - 64,000) / 2) + 64,000$

※ 通勤実費の額＝運賃等相当額等の額＋自動車等交通用具利用の場合の手当の相当額

※ 64,000円を超える場合の1/2加算に限度額は設けないが、非課税限度額の150,000円を超える場合は源泉徴収